

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、園芸作物の生産額が2割以上増加している地区の割合（8割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

3. 草地畜産基盤整備事業

草地に立脚した畜産経営の展開に必要な草地の基盤整備等を実施

4. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

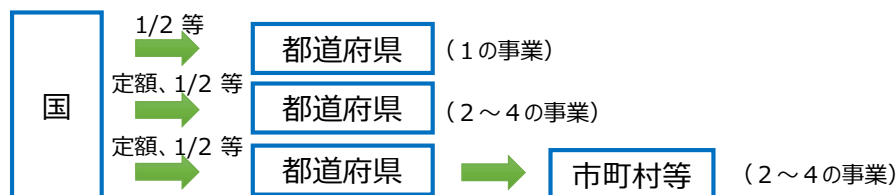


（事業前）小規模で不整形な農地



（事業後）大区画化・整形した農地

＜事業の流れ＞



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

〔お問い合わせ先〕

（1、2、4の事業）
（3の事業）

農村振興局農地資源課
畜産局飼料課

（03-6744-2208）
（03-6744-2399）

農地整備事業①

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、高収益作物への転換等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

※ 下線部は拡充内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良※、農業用排水施設整備、情報通信環境整備 等

※ バイオ炭を使用することが可能

附帯事業：農地集積促進事業、農業構造転換特別対策事業 等 【限度額：事業費の12.5%】

② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定 等（2年以内 等）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、フラッグシップ輸出産地関連地区、スマート農業に取り組む地区は最大4年

※ 水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、フラッグシップ輸出産地関連地区、スマート農業に取り組む地区、大区画化や水路の管路化等の保全管理の省力化整備計画を策定する地区においては、ハード事業の採択までに地域計画のブラッシュアップが行われる場合に限り、定額助成

（令和11年度採択分まで（水田農業高収益化地区は令和8年度採択分まで、省力化整備地区は令和12年度採択分まで））

※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能

※ 荒廃ハウス等の支障物の撤去等に要する経費を支援可能

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

農地集積促進事業（促進費）

事業実施後の農地の集積・集約化の実績に応じて、事業費の5.5%～12.5%を交付

・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区

・助成割合

集積率	助成割合	集約化加算
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）

※ 集約化加算：担い手に集積する農地の80%以上を集約化(面的集積)する場合

※ 国費負担割合は50%等

<整備前>



<整備後>



大区画化による農作業効率の向上



暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上※） 等

※ 事業完了までに地域計画の目標地図がブラッシュアップされ、かつ、農地の集積・集約化率がいずれも80%以上となる場合、5ha以上

補助率：50% 等

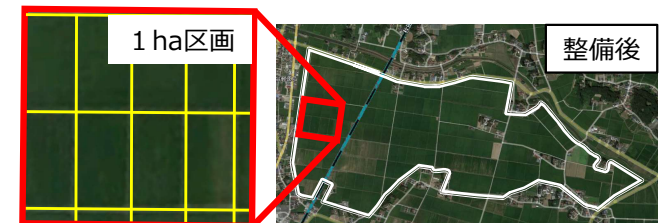
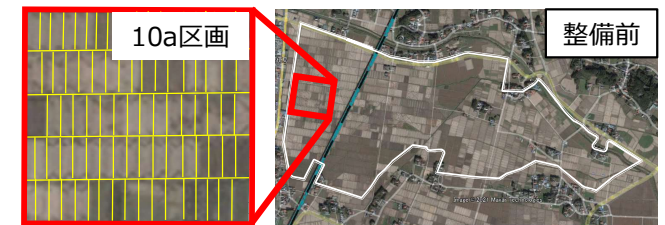
農地整備事業②～農業構造転換特別対策事業の創設～

- 農業者が減少する中、生産性の向上を図るため、**1 ha以上を含む大区画農地の整備を加速化することが必要。**
- そのため、農業構造転換集中対策期間（令和7年度～11年度）において、**農地の大区画化等を促進し、より一層の集積・集約化を推し進め、生産コストの低減を実現する。**

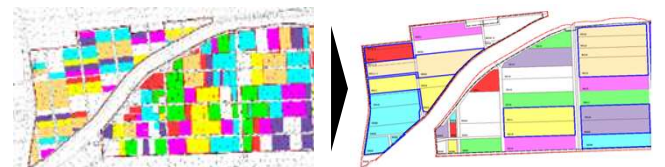
1. 事業内容等

農地の大区画化の割合、集積・集約化率等に応じて**国費により農家負担を軽減**

国費		定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の9.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）
要件	平坦地 (傾斜1/100未満)	✓ 対象面積の1/2以上で1 ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上	✓ 対象面積の3/5以上で1 ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上	✓ 対象面積の2/3以上で1 ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定
	平坦地以外 (傾斜1/100以上)	✓ 対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上	✓ 対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上	✓ 対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定



農地の大区画化



担い手へ農地を集積・集約化

【留意点】

- ※ 1 傾斜1/100以上の地区でも平坦地の要件を選択可能。
- ※ 2 採択期間は令和11年度末まで。
- ※ 3 6.25%又は9.4%の対策費を活用する場合で、残りの農家負担を都道府県・市町村が負担する場合には、当該負担分は地方財政措置の対象。
- ※ 4 実施中地区における促進費から対策費への移行は可能。同一工事における促進費と対策費の併用は不可。
- ※ 5 農地中間管理権等の設定とは、農地バンクが、農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は農業経営若しくは農作業の委託を受けていることを指す。
- ※ 6 適用する区分の対策費の要件を、事業実施によって満たすことが必要。
- ※ 7 6.25%又は9.4%の対策費は基盤整備事業費と同時に、12.5%の対策費は農地中間管理権等の設定の確認後に、交付。

2. 実施主体

都道府県

草地畜産基盤整備事業

- 草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**。
- 大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**傾斜の緩和や排水不良の改善等の草地整備**を実施。

1. 事業内容

① 土地利用型畜産体系の確立を図る草地の整備(草地整備型)

・道営草地整備事業

事業実施主体：北海道

採択要件：受益面積500ha以上 等

・公共牧場整備事業

事業実施主体：都道府県

採択要件：受益面積60ha以上 等

② 草地の担い手への土地利用集積や担い手を主体とした再編整備(畜産担い手総合整備型)

事業実施主体：都道府県、事業指定法人

・飼料基盤集積整備事業

採択要件：受益面積200ha以上 等

・再編整備事業

採択要件：受益面積30ha以上 等

③ 地域の実情に応じた草地の整備(草地整備利用促進事業)

事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合、農業協同組合連合会

採 択 要 件：事業費200万円以上、受益面積7ha以上、受益者2者以上 等

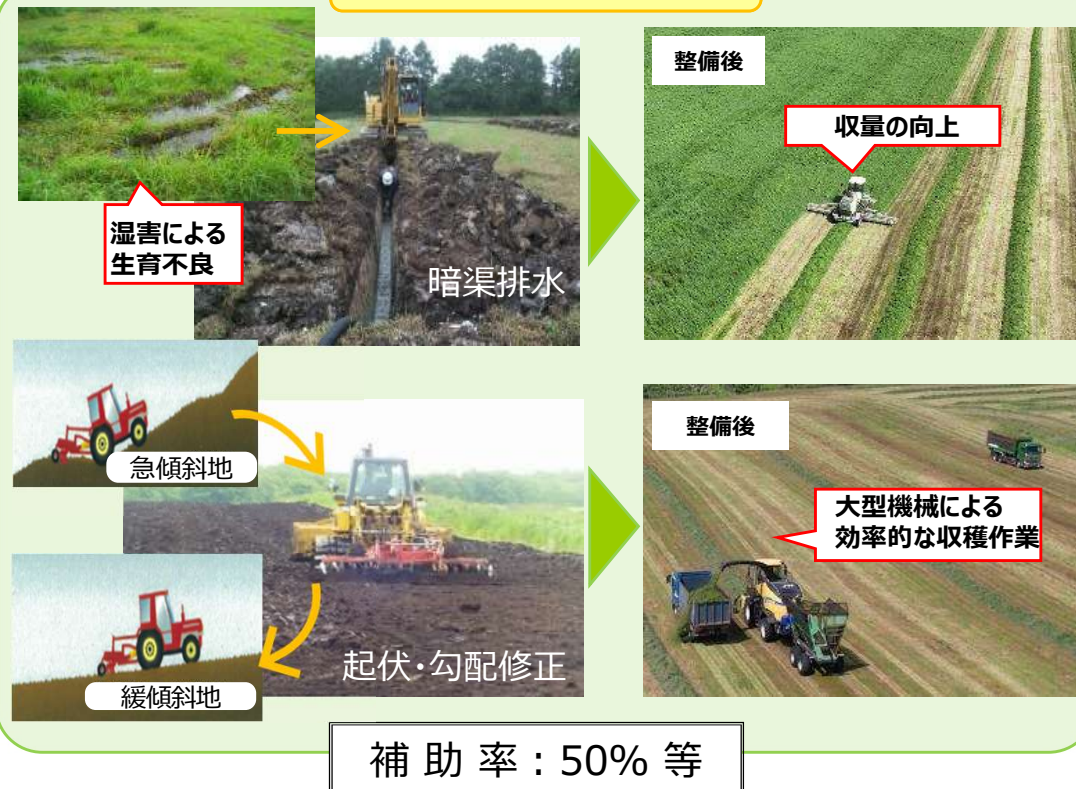
事業実施計画策定の補助対象事業費上限額（1,000万円）を撤廃

※下線部は拡充

2. 主な工種

草地の区画整理、起伏・勾配修正、暗渠排水 等

飼料生産の基盤整備



農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されているほ場での簡易な整備については、**農業者の自力施工を活用**し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、**農地中間管理機構とも連携**しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、**地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進**。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備 { 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
※土層改良にバイオ炭を使用することが可能
- ・調査調整 { 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導 { 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等
- ・補助率：50% 等

③水田貯留機能向上支援（定額助成）

- ・水田雨水貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

※ 下線部は拡充内容

②自力施工を活用した簡易な整備（定額助成）

主な事業種類	条件	助成単価【主なもの】	備考
田(畑)の区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	<u>27万5千円/10a</u> (46万5千円/10a)	（ ）は水路変更（管水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	<u>7万円/10a</u> (25万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	<u>4万円/100m</u>	
暗渠排水	バックホウ	<u>22万5千円/10a</u>	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + <u>4万円/10a</u> ○実施設計(外注) + <u>2万円/10a</u>
	トレンチャ	<u>18万円/10a</u>	
湧水処理	表土扱い有	<u>24万円/100m</u>	
末端畑かん施設		<u>21万5千円/10a</u> (35万円/10a)	（ ）は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	<u>27万5千円/10a</u>	
除礫	深度30cm以上	<u>25万円/10a</u>	

加算措置：担い手に集約化（面的集積）する農地については、助成単価の2割を加算

区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

